

令和6年度国立大学法人等施設整備費要求事業（機能強化等への対応）の評価の所見

「機能強化等への対応」の評価においては、下記(青色太字)のような記載のある要求書が高い評価となった。

① 必要性・緊急性	施設整備の 必要性・緊急性	【この項目における評価の観点】 ・当該建物で実施しようとしている具体的な「活動」がどのようなものであり、その「活動」が既存施設では対応できず、本事業による整備が緊急かつ必要不可欠なものであるか。 ・本事業が、大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・コモンス化に施設面から資するものであるか。なお、改修の場合の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価せず、「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価する。 ○ 必要性：既存の施設では新しい活動ができないことに加え、その新しい活動に対する施設の最適化と施設内外のスペースの効率化を考慮していることについて、添付のポンチ絵において施設の平面概略図と合わせてわかりやすく示しているもの。 ○ 緊急性：老朽化等の不具合のみの理由ではなく、組織改編や定員増といった「機能強化」のための施設整備事業であるもの。
② 必要性・緊急性	大学のミッション・ビジョン等と 本事業の関係	【この項目における評価の観点】 ・本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」が、大学のミッション等の達成や社会的課題の解決に資するものであるかどうか。 ・大学等が目指す「イノベーション・コモンス」の内容が、キャンパス・マスタープランやロードマップに記載されているなど、組織として計画的なものであるか。 ・大学等が目指す「イノベーション・コモンス」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないか（個別の内容の適否については評価対象としない）。 ○ この事業による施設整備が、大学全体で計画的に検討され、意思決定されているもの。 ○ どのような「イノベーション・コモンス(共創拠点)」を目指していくのかを示したキャンパス等の全体構想が添付され、この事業との関係性が示されているもの。

② 持 続 発 展 性 等	持続発展性	【この項目における評価の観点】 ・本事業の実施により「活動」の活性化や高度化、成果の創出が期待できるか。 ・本事業により整備した建物が中長期的に活用される見通しがあるかどうか。 ○ 研究分野の発展性ではなく、整備後の施設で行われる「活動」の今後の展開について記載があるもの。 ○ 国費により整備される施設(公共財)であることに鑑み、「この施設を」中長期にわたり活用することや、そのための工夫(フレキシブルな設計等)がなされていることについて記載されているもの。
	地域社会等との連携	【この項目における評価の観点】 ・本事業の実施により、社会(地域、自治体、産業界、海外の研究機関等)との共創活動の活性化や社会に貢献できる人材の育成等、大学等と社会との連携強化が期待できるか。 ○ 共創活動を行うステークホルダーの名称と活動内容の具体的な記載があるもの。
	他のプロジェクトとの関係	【この項目における評価の観点】 ・大学における教育研究の活動である「ソフト」と、その活動の場となる施設等の「ハード」を一体として検討されているものかどうか。 ・本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」に対し、「イノベーション・commons」となるようなプロジェクト経費を準備しているかどうか。 ○ この事業により整備する施設における「活動」について、①プロジェクト経費の確保など計画的に検討されていること、及び②「活動」とこの事業の関係性、が確認でき、ソフト・ハード一体として「機能強化」に資するものであることが示されているもの。